

国立研究開発法人制度について

内閣府 政策統括官（科学技術・イノベーション担当）

独立行政法人通則法上の国立研究開発法人制度

○制度の見直し：各法人に共通する規律を改正（以下の法改正とともに、運用も改善）

独立行政法人通則法の一部を改正する法律【第186回国会（常会）提出・成立】

：業務の特性に応じて法人を3分類（国立研究開発法人、中期目標管理型法人、行政執行法人）

法人の類型	国立研究開発法人	中期目標管理法人	行政執行法人
法人の特性	「研究開発成果の最大化」を第一目的とし、中長期的な視点に立って研究開発に係る事務・事業を行う法人 主務大臣が、研究開発に関する審議会の意見を聴いた上で 5～7年の中長期目標 を法人に指示	業務の質向上を目的とし、高い自主性・自律性を発揮しつつ事務・事業を行う法人	行政事務と密接に関連した事務・事業を確実・正確に執行することを目的とし、事務・事業を行う法人

国立研究開発法人のうち、世界最高水準の成果が期待される法人について

特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案
【第190回国会（常会）提出】（内閣府・総務省共管）

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

【第186回国会（常会）提出・成立】（改正対象法律は229本）

○組織の見直し：個別法人の統廃合等（100→87法人）

各独法設置法改正法案【第186回国会（常会）以降】：法人の統廃合等組織の見直し

独立行政法人改革等に関する基本的な方針
（平成25年12月24日閣議決定）

1. 国立研究開発法人と総合科学技術・イノベーション会議との関係

独立行政法人通則法（第28条の2及び第28条の3）

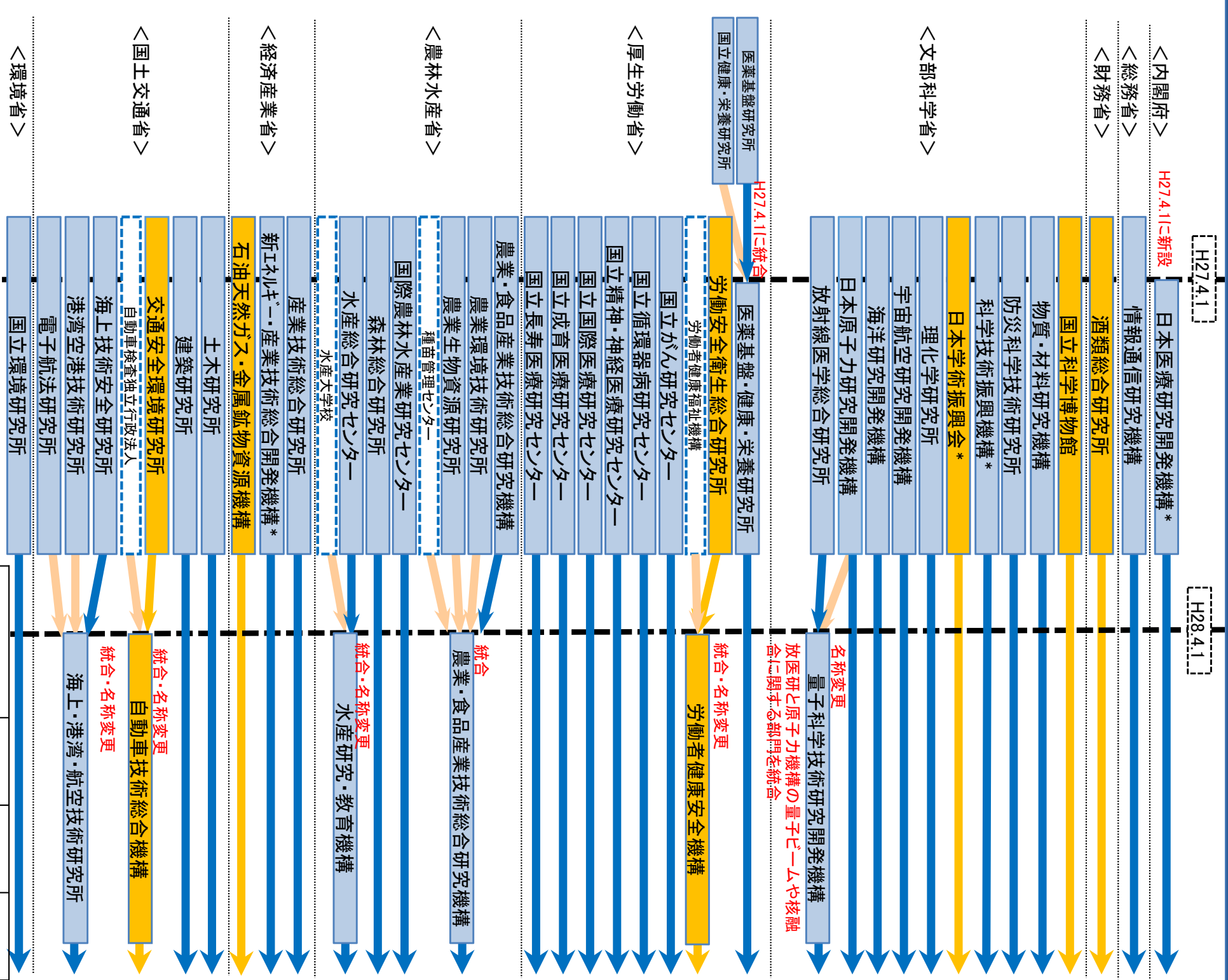
- 総務大臣は目標策定及び評価に関する指針を策定
- 総務大臣が指針を策定するに際し、**総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）は、**研究開発の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等）を踏まえ、**中長期目標の策定及び評価に関する指針**の案を作成
- 総務大臣は、**CSTIが作成する指針の案の内容を適切に反映**して指針を策定

2. 国立研究開発法人の目標策定と評価のポイント

**「研究開発成果の最大化に向けた国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価に関する指針」
(H26.7.17 総合科学技術・イノベーション会議決定)**

- 主務大臣は、研究開発に関する審議会等の専門的知見等を活用して達成すべき目標、アウトカム創出への貢献、ハイリスク・ハイリターンへの挑戦等の大目標を策定
- 国立研究開発法人は、目標に対して具体的な戦略、マイルストーン、優先順位等を示した計画を提示
- 主務大臣による評価の重点は「研究開発成果の最大化」、「効果的かつ効率的な業務運営」
- **CSTIは、指針の運用状況等を把握し、関係機関等に対して適切に情報共有、助言等を行うことを通じて、指針の実効性を確保**
など

国立研究開発法人の改組について



：通則法上の国立研究開発法人かつ強化法上の研究開発法人

：通則法上の中期目標管理法にかつ強化法上の研究開発法人

：通則法上の中期目標管理法にかつ強化法上の研究開発法人ではない法人

* 自ら研究開発を行うことを専らとしていない法人（資金配分機関）

	～H27.3.31	H27.4.1～	H28.4.1～
研究開発法人（強化法）	37	37	33
国立研究開発法人（独法通則法）	—	31	27